

国土交通省からの回答

国土交通省自動車局保障 Fax:03-5253-1638

2011年12月28日(水) 16:30

P.02/02

1. 柔道整復師医療算定基準については「特定の算定基準」が無く、「必要かつ妥当な実費とする」に留意し、各種算定方法に習熟し、当社基準強要など疑問を抱かれないようにすること。

答

上記事項については、平成23年11月15日に(社)日本損害保険協会及び損害保険料率算出機構に対して、改めて徹底を図ったところです。

なお、本件につきましては、同月17日に金融庁に対しても連絡して、情報の共有を図っております。

2. 当社基準強要乱用問題について行政庁へ遅滞なく報告すること。

答

自賠責保険においては、支払基準に基づき適正な支払がなされているものと承知しておりますが、万一ご指摘のような、問題が有った場合は、必要に応じ事実関係を確認するなど、引き続き、自賠責保険会社を適切に指導してまいります。